

第 4 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成19年12月11日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成19年12月11日（火曜日）

午前10時1分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 公共関与による管理型最終処分場の整備について
- (2) 「有明海・八代海再生に係る提言」への対応について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 中原 隆 博
 副委員長 吉 永 和 世
 委員 西 岡 勝 成
 委員 児 玉 文 雄
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 岩 中 伸 司
 委員 城 下 広 作
 委員 中 村 博 生
 委員 重 村 栄
 委員 溝 口 幸 治
 委員 森 浩 二
 委員 船 田 公 子
 委員 濱 田 大 造
 委員 山 口 ゆたか
 委員 浦 田 祐三子
 委員 内 野 幸 喜

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村 田 信 一
 次長 富 永 安 昭
 次長 中 山 寛

環境政策課長 坂 本 慎 一
 環境政策監兼環境政策課
 環境立県推進室長 森 永 政 英
 環境保全課長 古 庄 眞 喜
 水環境課長 林 田 源 正
 自然保護課長 久 保 尋 歳
 首席環境生活審議員兼
 廃棄物対策課長 本 田 恵 則
 廃棄物公共関与政策監兼
 廃棄物対策課
 公共関与推進室長 山 口 洋 一
 商工観光労働部
 総括審議員兼
 商工観光労働部次長 渡 邊 昇 治
 産業支援課長 前 田 正 夫
 農林水産部
 次長 三 島 和 隆
 次長 吉 田 好 一 郎
 農業技術課長 本 田 民 雄
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村整備課長 加 納 義 英
 森林整備課長 織 田 央
 森林保全課長 下 林 恭
 首席農林水産審議員兼
 水産振興課長 堤 泰 博
 漁港漁場整備課長 久保田 義 信
 水産研究センター所長 岩 下 徹
 土木部
 次長兼
 下水環境課長 富 田 耕 司
 土木技術管理室長 田 口 覺
 首席土木審議員兼
 河川課長 松 永 卓
 港湾課長 生 喜 丈 雄
 企業局
 工務課長 山 下 真 治

事務局職員出席者

政務調査課主幹 堀 田 政 一
議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時1分開議

○中原隆博委員長 それでは、おそろいいただきました。皆様おはようございます。

ただいまから、第4回環境対策特別委員会を開催いたします。

それでは、11月に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

富田土木部次長。

○富田土木部次長 土木部次長の富田でございます。首藤下水環境課長が長期療養中のため、11月8日から、私の方が下水環境課長を兼務いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、執行部を代表いたしまして、村田環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

村田環境生活部長。

○村田環境生活部長 おはようございます。委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進及び有明海・八代海の再生にかねてから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

委員の皆様には、10月29日から31日にかけて、滋賀県の公共関与施設でありますクリーンセンター滋賀におけるこれまでの経緯や建設の状況を御視察いただきました。また、愛知県の三河湾にございます海域環境の保全、改善や水産資源の回復のための国土交通省三河港湾事務所によります干潟、浅場造成や愛知県水産試験場による試験研究の取り組みを

御視察いただきました。

執行部といたしましても、今回の視察結果を参考にいたしまして、今後の公共関与の推進及び有明海・八代海の再生に向けた取り組みに生かしていきたいと考えております。

本日は、両付託調査事件に係る取り組みにつきまして、進捗状況及び今後の予定につきまして、前回の委員会から進捗した項目につきまして関係課長から御説明をいたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正の動き、それから平成19年度のノリ養殖状況、さらに、八代海における魚類養殖漁場の底質調査の結果につきましてもあわせて御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件及び2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、一括して執行部から説明を受けまして、その後質疑は議題ごとに行つてまいりたいと思います。かよう御承知おきを賜りますよう、よろしく願いいたします。

まず、1でございますけれども、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件につきまして、説明をお願いいたします。

本田廃棄物対策課長、どうぞ。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

お手元の説明資料の2ページの方をお開きいただきたいと存じます。

まず、1番の最近の取り組みといたしまし

て、9月議会以降の主な取り組み経過について記載をいたしております。

まず、(1)地元説明の……

○中原隆博委員長 どうぞ着席のままで御説明をお願いいたします。

○本田廃棄物対策課長 ありがとうございます。座って説明させていただきます。

まず、(1)の地元説明の経過でございますが、今後実施を予定いたしております、環境アセスメントにおきます本格的な調査に先立ちまして、まず、建設予定地周辺の井戸、およそ20カ所程度につきまして、水位あるいは井戸の深さ等を予備的に調査いたしますために、地元を協力を依頼しておるところでございます。

10月13日には、南関町の地元の対策委員会の方へ、同18日には南関町の議会の方へ、同26日には和歌山町の議会へ、そして11月17日には南関町米田区の住民の方々へ、それぞれ調査内容等について説明をいたしまして、御協力をお願いしておるところでございます。

それから、この資料には記載をいたしておりませんが、和歌山町の地元の対策協議会の役員の方々へも井戸の調査をお願いしております、いずれの調査につきましても御了解をいただいているところでございます。

それから次に、(2)の事業主体となります財団法人の設立についてでございますが、10月16日に、構成団体の代表14人によります設立発起人会を開催いたしたところでございます。

財団法人の寄附行為、あるいは基本財産の受け入れ、設立時の役員、評議員など、設立認可申請に必要な事項につきまして御審議をいただき、すべての事項について原案どおり御了承をいただいたところでございます。その後、県を初め各団体に必要書類の提出、出捐金の払い込み等をお願いいたしまして、12

月7日付で知事の設立許可がおりたところでございます。

次の2ページから3ページにかけまして、財団法人の概要を記載いたしております。

①、②の名称、設立目的につきましては、ここに記載をいたしておるとおりでございますが、③の基本財産につきまして、若干補足説明をさせていただきたいと存じます。

まず、市町村につきましては、県下48市町村で計100万円の出捐金を目標といたしておるところでございますが、9月の委員会でも御報告をいたしましたとおり、玉名地域の2市4町が、当面、地元での大体の住民の方々等の御理解をいただくまで出捐を見合わせたいという意向がございます。

また、玉名地域以外の市町村の中で、熊本市につきましては、市の12月の補正予算で御対応いただくという予定になっております。補正予算成立後に増資という形で出捐をいただき、受け入れをしたいという予定といたしております。また、阿蘇市、それから球磨郡の錦町につきましては、今回、設立までにもうしばらく考えさせていただきたいということで、出捐を得られていない状況でございます。

また、民間11団体の一部につきましては、今年度中に当初予算でそれぞれ計上がなされてないところもございまして、全額一括での出捐は難しいという理由によりまして、目標額に達していない状況でございます。これら目標額に達していない部分につきましては、今後も引き続き協力を求めてまいる予定といたしておるところでございます。

次に、3ページの方をお願いいたしたいと存じます。

④の業務内容につきましては、この資料に記載のとおりでございます。

それから、⑤の役員、評議員につきましては、同じく資料に記載のとおりでございます。県のかかわりといたしましては、役員と

して理事長と専務理事の2人、評議員といたしまして2人の計4人が財団運営に参画をすることといたしておるところでございます。今月中には、第1回目の理事会、評議員会を開催したいと考えておるところでございます。

次に、今後の取り組みでございますが、(1)の地元の理解促進に向けた取り組みでございますが、何よりも地元にご理解をいただくということが第一でございますので、現在実施をいたしております基本設計等の内容を活用しながら、地元の方々に御理解をいただきますよう、引き続き丁寧に御説明をしてみたいというふうに考えておるところでございます。また、今年度中には、環境アセスメントの方法書の作成業務に着手をしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、(2)の廃棄物処理センターの指定申請でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、公共関与の事業主体となります財団法人等を、廃棄物処理センターといたしまして、環境大臣が指定をし、これに対しまして財政支援を講じる仕組みがございます。今回設立をいたしました財団法人が国庫補助等を受けられますように、今後条件等を整えるために、速やかに指定申請を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(3)の地域振興策につきましても、地元の方々の御意見等を踏まえまして、地域の振興等に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして(2)でございますが、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件に移ります。

まず、坂本環境政策課長に全体説明をお願いいたします。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

○中原隆博委員長 座ったままでどうぞ。

○坂本環境政策課長 はい。5ページからが、議題の(2)、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件でございます。

内容につきましては、6ページの方をお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

平成16年の2月議会で、当時の有明海・八代海再生特別委員会から示されましたこの提言につきましては、前回9月議会の本委員会で、提言に掲げられました施策ごとの取り組み内容、現在の進捗状況及び今後の予定につきまして、全般的に御説明をさせていただいたところでございます。

本日は、これらの施策のうち9月以降進捗等のありました施策につきまして、資料でアンダーラインを引いております。その部分を中心に各担当課の方から順次御説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、個別の説明に移らせていただきます。

まず、富田土木部次長。

○富田土木部次長 資料の7ページをお願いいたします。

生活排水対策の中の助成制度の拡充等、市町村に対する支援強化という項目でございます。

これは、生活排水処理対策施設の整備促進に係る制度の拡充を国に要望するという内容でございます。

昨年度より、国の交付金事業によりまして単独浄化槽の撤去費用が補助対象ということになっておりましたけれども、今回、補助の対象エリアが有八特措法の指定地域に拡大されました。県内のほとんどの地域が適用可能になったということで、これとあわせて、県費の補助を導入したという変更でございます。今後とも、制度拡充を国に要望していくことといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 続きまして、林田水環境課長。

○林田水環境課長 水環境課でございます。着座のまま失礼いたします。

9ページをお願いいたします。

海域の環境への負荷を削減するという観点から、生活排水や工場、事業場等の排水の水質の監視を強化するために条例の改正をいたしました。条例と規則を改正しましてやっておるところでございます。

改正は、平成17年3月に改正いたしまして、改正の内容でございますが、9ページでは、201人槽以上500人槽以下の小規模のし尿処理施設まで拡大するという規則を改正いたしました。

それから、10ページを飛ばしていただいて、11ページでございます。

緑川水域や天草地域を加えまして、規制対象区域を拡大する条例を改正いたしました。

それから、12ページでございますけれども、米粉製造業など7業種に窒素と磷を規制対象とします規則を改正しまして、この改正しました条例、それから規則を、改正しました平成17年4月以降、施行されます平成20年4月の施行に向けまして説明し、周知していると

ころでございます。現在までに、各種会議等を利用いたしまして約1,400名、事業所の方に説明いたしまして、施行がスムーズにいくようにやっていきたいというふうに思っております。

それから、10ページをお願いいたします。

普及啓発運動の展開でございます。

毎年、県民大会を開催しまして、環境保全に関する普及啓発を図っております。昨年度は八代市で開催いたしましたけれども、今年度は、天草市で「天草の海から考える水環境保全」をテーマにシンポジウムなどを開催しまして、海の環境について理解を深めたところでございます。引き続き実施してまいります。

それから、14ページをお願いいたします。

法令の遵守、指導等でございますが、工場や事業所などからの排水を継続的に監視していくわけでございますけれども、平成19年度におきましては、現在まで214事業所を調査いたしまして、17件に改善指導を行っております。これも引き続き実施していくことにいたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、高野畜産課長。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

家畜ふん尿の不適切処理の解消に関する提言項目でございますけれども、現在の進捗状況(2)の部分が新たに追加になっております。

現在、法対象農家、これは畜産農家ですけれども、これが2,426戸あるんですけれども、この部分につきましては、平成17年11月末で、野積み、素掘りにつきましては、すべて解消しているような状況でございます。

そういった中で、家畜排せつ物の適切な処

理を啓発するために、毎年11月を、畜産環境月間といたしまして、畜産農家の巡回指導をやっております。また、去る11月28日は、防災ヘリを利用いたしまして、空からの監視活動を行ったところでございまして、そのときの状況といたしましては、不適切処理は全く見られなかった状況でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

耕畜連携による堆肥の広域流通の項目でございますけれども、(2)の部分でございますが、現在の進捗状況といたしましては、畜産の主産地であります菊池地域の堆肥を、耕種農家の主産地であります熊本、阿蘇、八代を重点地区に設定いたしまして、JA間の広域流通を進めておりますところでございますけれども、本年新たに菊池と上益城地域との広域流通が締結されまして、約30ヘクタールの水田へ堆肥大体600トンぐらいになるかと思っておりますけれども、その堆肥と稲わらの交換、これを開始しているようなところでございます。

また、去る12月4日でございますけれども、平成19年度の堆肥コンクールを開催いたしまして、この堆肥コンクールは、平成9年から開始しております、今回は11回目になるわけでございますが、当時は出品の方も47点と非常に少なかったわけですが、毎年毎年増加しております。その堆肥の品質におきましても、平成9年ごろは未熟が約23%ありましたけれども、今回は1%ということで、ほとんどが完熟、中熟の堆肥に変わってきているような状況でございます。

特に、今回のコンクールの中では、耕種農家が好む堆肥をいかに生産していくのか、そういった部分をテーマにいたしまして、審査員に耕種農家の方を加えまして、堆肥の品質向上に努めております。

今後の予定といたしましては、今後堆肥の流通が最も期待できる水稻部会、こちらを対

象にいたしまして、菊池の堆肥センターの見聞会を行いまして、堆肥の広域流通を推進してまいりたいと思っているような状況です。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。18ページをお願いいたします。18ページの上の段の方でございます。

養殖場対策についてでございます。

この取り組みでございますが、漁場改善計画につきまして、平成20年までに全漁場で策定をするというものでございます。

その進捗状況でございますが、ノリ養殖場につきましては、平成16年までに全漁場で策定が終わっておるわけでございます。魚類養殖場につきましては、平成19年の10月までに、103漁場がございまして、そのうち93の漁場で策定が終わったところでございます。

今後の予定でございますが、魚類養殖場につきましては、まだすべて終わっているわけではございませんので、平成20年までに、すべての魚類養殖場で策定されるように、関係漁協を指導してまいります。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。続きまして、岩下水産研究センター所長。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

19ページをお願いいたします。

複合養殖技術の開発でございますが、これは、県内に生育しておりますクロメを用いまして、環境負荷を低減できる複合養殖技術の確立を図るものでございます。

これまでの試験の結果から、クロメの生長、あるいは食害防止等の技術開発、さらにはク

ロメの窒素や磷の回収量といったものの知見が得られてきておりますので、採苗から養殖までのマニュアルを本年度作成いたしまして、この課題を終了する予定で進めております。

そこで現在、10月から、クロメの採苗につきまして、残された若干の課題、例えば採苗時の条件等、補足的な技術開発を行っているところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、織田森林整備課長。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

21ページをお願いいたします。

ボランティア活動への支援でございます。

現在の進捗状況でございますが、大津町、山江村、八代市に設置しておりますみどり世紀の森におきまして、地元市町村等と連携して間伐などの森林ボランティア活動を行っておりまして、9月以降では、大津町のみどり世紀の森におきまして、下刈り等の活動を実施しております。

また、森林インタトラクターの協力を得まして、県で実施しております森林自然観察・体験教室につきましては、9月以降、2回開催しております、合計で12回の開催となっております。

今後の予定でございますが、森林自然観察・体験教室につきまして、年度内にさらに3回の開催を予定しております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
続きまして、久保田漁港漁場整備課長。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

24ページを説明いたします。

漁場環境改善の一環といたしまして、干潟の耕うん、それから作れい、覆砂、藻場造成などの事業を実施しておりますところでございますけれども、(3)の今後の予定の中におきまして、②藻場造成でございますけれども、その後の事業の進捗によりまして正確な数値が把握できましたので、説明をいたします。

平成19年度事業で、上天草東地区で7ヘクタール、有明地区で34ヘクタール、上天草南地区で33.4ヘクタールの増殖場を造成することといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
続きまして、坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

27ページをお願いいたします。

海砂利採取への対応のうち、海砂利採取の縮小についてでございます。

(2)現在の進捗状況の2段落目に記載をいたしておりますが、海砂利採取への対応につきましては、県議会からの採取縮小という提言をいただきまして、本年3月に、県といたしまして、海砂利採取の縮小を継続するという方針を決定いたしましたところでございます、既に議会にも御報告したところでございます。

現在、この方針を具体化するため、関係課による検討会議におきまして、県独自の削減計画の策定について検討を進めているところでございます。

海砂利採取の削減について、予防的な措置といたしまして、採取に対する監視や状況の変化に応じた見直し等を講じながら、平成20年度から5カ年の段階的な採取総量の規制を実施することとしたいと考えております。

今後、来年度からの実施に向けまして、できるだけ早期に取りまとめたいと考えております。

続きまして、29ページをお願いいたします。
抜本的な干潟等再生方策の検討でございます。

アンダーラインの部分でございますが、国におきまして、本年度、八代海北部海域をモデルとした調査、これは環境の保全、改善のための一体的な基盤整備の方策を検討するための調査でございますが、この調査が実施をされているところでございまして、引き続き、本調査に関する情報収集を行っていくことといたしております。

また、下段のアンダーライン部分でございますが、平成18年度から取り組んでおります干潟等沿岸海域再生推進事業といたしまして、講演会と意見交換会を来年の2月八代市で、それから沿岸漁業体験実習セミナーを、今月12月22日、宇城地区で開催することといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、もう一度久保田漁港漁場整備課長。

○久保田漁港漁場整備課長 32ページを説明いたします。

漁業の振興といたしまして、栽培漁業及び資源管理型の漁業を推進しておるところでございますけれども、その中で覆砂などによる漁場環境の改善の(3)でございますけれども、今後の予定の中の藻場造成につきまして、先ほど24ページで申し上げましたけれども、3つの地区におきまして増殖場を造成することといたしております。

次に、続きまして33ページを説明いたします。

藻場造成、それから魚礁設置による漁場造成、それと連携いたしました栽培漁業や資源管理を推進しておるところでございますけれども、その中の(3)の今後の予定におきま

して、マダイを対象といたしました増殖場を、32ページと同じでございますけれども、合計いたしまして74.4ヘクタールを造成することといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。
35ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進についてでございます。

この取り組みでございますが、マダイとかヒラメ、クルマエビの放流に関しまして、広域連携を推進するものでございます。

この進捗状況でございますが、マダイとかヒラメにつきましては、平成17年度から鹿児島県と共同で標識放流を実施しておりまして、今年度は、熊本県が7万尾、それから鹿児島県が5万尾のヒラメの放流を終わったところでございます。それから、クルマエビでございますが、平成15年度から、毎年1,000万尾の放流を目標といたしまして、有明海沿岸の4県で共同放流を実施しておりまして、ことしも既に10月までに放流を完了したところでございます。

今後の予定でございますが、マダイとかヒラメにつきましては鹿児島県と、それからクルマエビにつきましては、有明海沿岸の3県と連携をいたしまして、放流の効果を明らかにするための資料の収集とか、あるいは解析を行ってまいります。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

最後の45ページの上段の有明海、八代海再生の研究の重点化でございます。

これは、試験研究の効果的、効率的な成果

を上げていくための水産研究センターの調査研究体制の充実でございますが、これまで、センター内の浅海干潟研究部等の組織の充実を図ってまいりましたが、あわせまして、研究の中身につきまして、本年度10月には、水産研究センター研究評価会議を開催いたしまして、学識経験者あるいは漁業者等の外部の委員会等の評価、助言を受けたところでございます。今後も、効果的、効率的な調査研究に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部からの説明が終わったわけでございますけれども、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を受けたいと思います。

○城下広作委員 財団設立のときに、基金の目標なんですけれども、これは当然、最初から目標額を達成してスタートするという形で取り組んできたと思うんですけれども、特に市町村の部分で、12月の議会で補正に上げるとかいろいろありますけれども、当初、大体この時期だから、もともと対応できているところもあるわけだから、こういうのはできなかったんですかね。特に、市町村なんですけれども。

○本田廃棄物対策課長 それぞれの市町村の方で、もちろん、例えば予算流用でありますとか、あるいは予備費でありますとかという形での御対応をいただいて、そのまま財団の方へ出捐をいただいているという市町村も、今御指摘のとおりでございます。

ただ、熊本市におきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、補正予算対応でやりたいということでございましたものですから、12月の補正予算成立後に財団の方へ増資とい

う形で、これを出捐したいということで承っているところでございます。

それから、玉名地区の2市4町につきましては、9月議会で御説明をしまして、地元の方の理解が進むまでもうしばらく出捐を見合わせていただきたいという分、当初から2市4町につきましては出捐を見送った経緯がございます。

そのほか、1市1町の対応がございますが、それにつきましては、地元の住民の方々への対応、あるいはそれぞれ首長のお考えで、もうしばらく出捐についてちょっと考えさせていただきたいという御意見を賜りましたものですから、その分につきましては、今後その辺でこちらの方からも御理解をさらに求めてまいりたいというふうに考えておりますし、また、できるだけ早急に御出捐をいただけるように、働きかけをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○城下広作委員 公共関与という大事なことをするのに、まず、地元の自治体とかなんとか理解をしないで、今からやろうなんて話は——大体できるわけがないですよ、やっぱり。一番最初に理解をするのは、まず自治体ですよ。そこが、まず一生懸命やるよというような形で取り組んでいく姿勢がないと、それはそのことを——また住民は、結果的に足元を見て、まだまだいろいろ反対しようかという形になるから、まずは、この基金を設立するときに、やっぱりみんな歩調を合わせるというか、そこまでやるというのが当たり前の順番じゃないですか。どうですか。

○中原隆博委員長 もう一度、廃棄物対策課長。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

この事業の必要性等につきましては、地元

の2市4町におかれましても、十分に必要な事業であるということについて、地元の首長、それから議会のの方々についても、御理解を賜っているところでございます。

ただし、まだ地元の方々への、そうしたすべて受け入れ同意という形まで至ってない段階において、地元がこの財団へ出捐することについて、まだいかなものかというような御判断があって、その辺、できれば今後、環境アセスメントを約3年間かかって進めていくという予定にいたしておりますが、その経過の中で、地元にご説明をしながら、地元住民の方々への御理解を深めていただきながら、その後環境保全協定等を地元と結ぶような段階を見越すことになれば、そうした出捐というものについても可能になるのではないかというようなことで、御判断をいただいたものというふうに考えておるところでございます。

○城下広作委員 特に今度は、南関とは離れた地域の市町村なんかは、また逆に言えば、自分のところにもそういうのがあるのではないかという心配で入ってないという感じも見受けられるんですね。ほかの候補地になるかなど。

結果的には、そういう行動が、逆に言えば、だんだんできにくくなるというか、最初から行政側が引くという感じに受けとめられると。そうすると、結果的には、うちはだめですよということを言ってもいいというような格好になる。だけど、受け入れ手もちゃんとあるわけですよ、やっぱり。財団は財団で別だということの立て分けはしとかなないと。これはこれで一緒に、セットで何か反対しているみたいな形に映っても仕方がないということだから、あえてそういう話をしているんです。これはしっかりとやっぱり趣旨の部分は御理解をしていただかないと、ほかの人に、逆に協力するところに差ができて申しわけないで

すよ、やっぱり。

それとあわせて、排出団体の部分ですよ。この団体も一緒ですよ、やっぱり。結局出側の部分にもなるわけですから、そこもちゃんと自覚をしないと。予算をまだ最初から組んでないとかという話、これも時期的にはもともとわかっていたことですから、やっぱり。これは当然、予算を計上するのは当たり前のことであって、この辺も、関係団体がどこかわかりませんが、それはしっかり言っていたかかないと。どこかにつくらないかぬというのはわかるとるわけですから、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○中原隆博委員長 要望でいいですか。

○城下広作委員 はい、要望でいいです。

○中原隆博委員長 ほかに。

○岩中伸司委員 今のやつで、確かにいろいろ、ある意味では迷惑施設というような受けとめ方をするところがあるんだろうと思うんですが、今報告を聞いていて、阿蘇市と錦町は、やっぱりそういう背景というか、その辺はどういう感じを持っていらっしゃるんですか。

○本田廃棄物対策課長 私どもも、それぞれ首長さんの方にお会いいたしまして、もちろん御協力をお願いして回ったところでございますが、阿蘇市の方におかれましては、今、城下委員の方からもお話がございましたが、なかなか、やはり地元のまだ反対の御意見がある中で、ほかのところが出捐をするというようなことに対しては、まだいかなものかなということ、もうしばらく慎重に考えさせていただきたいというようなお話でございました。ただ、公共関与の事業の必要性というものについては、もうこれは十分わかると

いうことで御理解をいただいておりますところ
でございます。

それから、錦町の方につきましては、これ
も今お話がございましたように、今、最終的
な候補地が8カ所ございまして、そのうち
の1カ所が錦町でございます。そうした中
で、地元にはなかなか持ってきてほしくな
いというお話の中とあわせまして、地元
の方で——そしてもう一つは、水質の方
の汚染の心配というような形で、実際今、
これは公共関係とか廃棄物ではなくて、
硝酸性窒素の濃度が若干高くなっている
というような状況もございまして、なか
なかその辺、今この廃棄物処分場につ
いての出捐をするというような形につ
いては、もうしばらくちょっとその辺
は慎重に対応させていただきたいという
ようなお話を伺っているところでござ
います。

○岩中伸司委員 説明を聞けば、まあ言
われることも一理あるかなと思うんです
けれども、例えば錦町の場合も、廃棄物
処理場の候補地の一つにあるということ
もあると思うんですが、今の答弁だと、
硝酸性窒素がやっぱり今出ているとい
うこと、これがやっぱりいわゆる肥料、
堆肥、そういう関係が物すごく強いん
じゃないかと思うんですね。

それと、やっぱり阿蘇と錦町も、南関
のことを、今回の指定地を自分のところ
に置きかえた考え方を、かなりやっぱ
り強く持ちながら配慮されているとい
うことで理解をしていますね。大体そ
ういうことですね。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課
でございます。

阿蘇の場合は、8カ所の予定候補地は
抱えておりませんので、いわゆる、地
元住民の方々の反対運動が、まだな
されているということをおもんぱか
っての慎重な御対応だろうというふう
には考えております。

確かに、錦町の方につきましては、今、岩

中委員がおっしゃいましたようなところ
での御心配も多分にあるかとは思いま
すが、ただ、少なくとも、これは全
県的な対応で必要な社会的資本の
整備だということについては、それ
ぞれ両市町ともに御理解をいただ
いているところでございますので、
今後も引き続き、協力を呼びかけ
てまいりたいというふうに考
えておるところでございます。

○岩中伸司委員 大体それで何とか頑
張ってもらえば前向きにいくだろう
と思います。一番の問題は、やっぱ
り地元だろうと思いますので、先
ほどの井戸の調査20カ所を、こ
れを協力依頼をされて——それは
スムーズにいきそうですかね。

○本田廃棄物対策課長 この井戸の
調査につきましては、これはもう
ぜひやっていただきたいというこ
とで、地元の方からも強い要望
がっておりますので、むしろこと
しは、先ほど御説明をいたしました
とおり20件程度でございますけ
れども、将来的環境アセスメント
を進める作業の中におきましては、
地元の御要望に即した形で、そ
うした水質調査等についても充
実を図ってまいりたいというふう
に考えておるところでございます。

○村田環境生活部長 600万の満
額の状態です。スタートできなかつ
たというのは、ある意味でちょっと
残念なところもあるんですが、た
だ、それぞれの御事情があって、
例えば団体の方では、やっぱりこ
れは財政難で、済みませんが分割
でお願いしますという、それぞ
れの事情の苦しさもある。余り大
きな金額にはしなかったの
で、そこら辺は一発でというふう
な気持ちもあったんですけども、
まあ余りそこは——参画はいた
だいておりますので、ある程度
のもうかと。

市町村につきましては、基本的には
財団をつくることには異論は申
されておられません

で、それぞれの立場もある程度理解を示しながら、できるだけ、今、城下委員がおっしゃったような考えのもとで、早期に参画をいただくような努力は続けていきたいと思いたすけれども。

実は、600の全体像で言いますならば、認可する条件としては、財団法人の改正あたりも含めて、その半分程度あればできるという読みが片方でもあったものですから、そういうものも読みながら来たのが、実は正直なところですけども、基本的には、精神論としては、今、城下委員の御指摘のような、あるいは岩中委員の御指摘のようなところで、執行部として努力をしていきたいというふうに考えております。

○森浩二委員 ちょっと確認事項ですけども、この周辺で、今、道路改良が行われとつとですよ、町で。まだ全然、周辺整備には予算は出してないですよ。みんなから聞かれるもんだけですね、もう始まったとかいというような感じですね。まだ全然出してないですよ、予算。

○中原隆博委員長 これは廃棄物対策課長。関連ということで、お答えできる範囲で。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございますが、この公共関与に関連しての道路改良事業という形でのことではなくて、あくまでも、公共事業の土木建設サイドの事業の計画にのっとっての着手だというふうに理解しております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

○児玉文雄委員 ちょっと、ここの資料の中には載っていませんが、大変関係のあることだから。菊池にある九州産廃、たしかあれば、

5年前倒しの25年という契約がなされておるわけですね。あれは、今でもそういうふうにする方針は変わらないのかどうなのか、ちょっとお聞かせください。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

今御指摘のございましたことは、4年前倒しで、平成26年までの操業とするという形で、実は昨年度末、今年3月でございますが、それに従いまして、菊池市の方とそれから県との方で操業短縮の補償協定というものを締結いたしております。

したがいまして、その補償締結に従いまして、操業短縮等の補償も菊池市と熊本県の方で補償するというにいたしてございまして、その方向で進むということについて、方針としては確定をしておるところでございます。

○児玉文雄委員 その確認をしたわけですが、私は5年間と思ったら、4年間ですか。4年間の営業補償費も払わなきゃいかぬわけですよ。しかし、今のペースで公共関与型の設置が——今からアセスも出さなきゃならぬ。アセスも3年はかかる。工事が恐らく2年ぐらいかかるんじゃないかと。工事する前には、やっぱり用地取得とかいろいろ、調査もあれば、用地も買わなきゃいかぬと。そうすると時間切れになる。間に合わないような可能性も私は大いにあると思うんだけど、そこらあたりは絶対間に合うという自信を持ってやっとならうとですか。どうですか。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

今御指摘のとおり、これから環境アセスメントに約3年かかります。それから、その中で、もちろん地元の御理解を得るための御説明等についても進めていくわけでございますけれども、今のそうした用地取得、それから

実施設計、建設工事等、今、最短のスケジュールでいきますと、大体予定といたしまして、平成25年度に一応竣工いたしまして、操業が開始できる予定でございます。ですから、そうした形で、私ども非常に、今御指摘のありましたように、九州産廃の方が、平成26年度いっぱいという形で、約1年度ぐらいの余裕しかないわけでございますが、そうしたことに間に合うように、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○児玉文雄委員 公共関与でやるということを決めた17年度の許容能力がないと。だから、もうこれは公共関与型でつくらにゃならぬと。この話もかなり——17年は2年前ですかね。2年か3年前の話ですが、もうくりくり変わっているわけですよ。そういう状態で、片一方は26年でやめる、それまではつくと。

そして、さっきの出捐金の問題ですが、私は、城下さんが言ったように、地元町村が出資なくて、ちょっと待てと。何かそこあたりが、私はぴんとこないんですよ。地元は協力しますと、地権者とは別ですよ、地元という今の表現は。何かしら、そうしたらまあ、ちょっとうちあたりも検討しようとか。

例えば、阿蘇市と南関と何が因果関係のあるですか。菊池を越えて、鹿本を越えて、その先が南関ですよ。そして、これを出捐せぬというのは、みんなわかってるわけですよ。特に行政が、今、最終処分場の持って行き先がわかっているのに、何かそういう言い方というのは納得できませんし、25年度までできるかというのは、これも今までの経緯から考えて不安であるということ。

これはちょっと先の話というか、26年度は、これはちらちら耳に挟んでおっただけで、九州産廃には所得補償をしなきゃいかぬとでしょう。聞く話では、菊池と熊本県がその立会人だから30億円のお金が要る。そういう金

はどこにありますか、今の県に。

○本田廃棄物対策課長 先ほどの4年間の操業短縮に伴います補償協定におきましては、操業短縮の補償で、総額約12億の操業短縮の補償をいたすことになっております。そのうち、12億のうちの半分ずつでございますが、約6億ずつを、熊本県とそれから菊池市の方がそれぞれ負担をするという補償協定の内容になっておるところでございます。

その6億につきましても、今後、いわゆる財源といたしましても、議会等にお諮りをしながら進めてまいりたいというふうに考えをいたしておるところでございます。

それから、地元の方の御理解につきましても、先ほど部長の方からもお答えをさせていただきましており、地元といたしましては、もう本当にその辺、この公共関与事業の推進の必要性については、御理解をいただいております。

そうした中で、やはり地元の住民の方々への御配慮、そして私どももちろんその辺、理解の促進等には、今後も一生懸命努めてまいっている予定にいたしておりますが、そうした中で補償協定等を結べるという見通しが立った時点におきましては、これは出捐をさせていただきたいというようなお話も伺っておりますので、一日も早くそうしたことにつながるように努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○児玉文雄委員 つい最近、玉名振興局に行ったところ、今、福島前廃棄物対策課長が一課長だったかな。彼に、あんた今ここに来とっとか、おまえはあれだけ産廃のことでいろいろやりよって、もう主はここさん来たつか、責任放棄じゃないかというようなことを言ったんだが、私は、こういう大きなプロジェクト、難しいプロジェクトをやるときに、やっぱりもう少し人事も考えないと、この事

業そのものは、もう当初から、ここに指定した時点から継続性があるわけなんです。役人は、全部2年で交代していこう。これじゃ私は難しいと思うよ、この完成が。そこからあたりも、やっぱりもう少し部長考えて、2年とか3年で出ていくようなやり方、これは責任放棄につながると思いますが、いかがですか。

○村田環境生活部長 非常に長い時間と、それから、非常に困難性を伴うプロジェクトでございますので、今おっしゃった視点はもつともでございます。一番頭を悩ませるところでございます。

人事課がそうだったかどうかは別にしまして、幸いに前任者は玉名に配置になりましたので、このような布陣ではないかというふうに、一部地元では見られている向きもございしますが、ただ、今御指摘のあった点ももつともでございます。そういう、心得ながら人事当局とも折衝したいと思えます。

○児玉文雄委員 ひとつ頑張ってください。

○濱田大造委員 研修で滋賀クリーンセンターの方に、皆さんと一緒に視察に行かせていただいたんですが、すごく勉強になった点がございします。

それは、県を挙げて、住民の方に、滋賀県は環境を大切にしますと、物すごいそういうメッセージを発するのがうまいのかなと。滋賀クリーンセンターというのは、住民との対話を20年くらい続けて、ようやく処分場ができる。

熊本県で、私が県議になりましてこういうのを見てますと、数ある政策の中の一つに、皆さんが一生懸命頭を悩ませると。もう一段階上の段階に、政策として、熊本県が環境は守りますよと、そういうメッセージを住民は求めてるんじゃないかなと考えます。その

辺どういうふうになっているのか、お聞かせくだされば……。

○中原隆博委員長 これは環境生活部長かな。総体的なお話でございますので、どうぞ。

○村田環境生活部長 私ども、この特別委員会もそうですけれども、有明海、八代海を守ろう、あるいは、環境立県という言葉もありますように、積極的に環境の大事さをもっと訴えていかなければならない、あるいは、今、温暖化の中で、今のように議会の中でも御議論がありました、後手後手になっているんじゃないか、もうちょっと積極的にやるべきではないか、そういうメッセージが、県としては見えないんじゃないかという御批判もございします。

そういう中で、より進んだ意味で環境という視点を大事にしながらいかなければならない。まさに、この特別委員会がそういう目的だろうと思っておりますので、まさに滋賀県の例は、いい例にはなろうかと思えます。

滋賀県は、琵琶湖という、世界的に琵琶湖をどう守るかというメッセージを、非常にうまくやられた成功例の一つだろうと思っております。そういう中で、産業廃棄物、あるいは一般廃棄物もそうですけれども、どうするか。

現実に総論はわかっている、自分のところで作るとなると、迷惑施設として反対するという今の空気の中ですので、そういう中で、公共関与の問題も浮上ってきて、県も市町村もかかわる中で、最後まで面倒見ましょうと。廃棄物処分場は、20年、30年面倒見ていかぬわけですので、一部民間業者が倒産して、後は知らないということが絶対ない、そういう安全、安心の中でやらせていただきたいというようなこともございました。

廃棄物行政にかかわらず、今の地球温暖化あたりも含めた、そういうトータル的な訴え

方をしていくように、今後もやっていきたいというふうに思います。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

○鬼海洋一委員 11ページ、12ページ……。

○中原隆博委員長 これは、後ほど議題を変えていきますので。

公共関与で何かほかにございませんか。

○内野幸喜委員 先ほど、出捐金、市町村の内訳をちょっとお聞きしたんですが、この排出事業団体11団体の中で、どこの団体がまだなのかというのを、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○山口公共関与推進室長 お手元の資料2ページでございますけれども、一番下の③の団体の中で、右側の方……。

○中原隆博委員長 2ページですね。下段……。

○山口公共関与推進室長 2ページでございます。はい、下段。

県の工業連合会、それから県の商工会連合会、それから県の中小企業団体中央会におかれましては、御出捐はいただいておりますものの、財政上の都合で、ちょっと一どきにはということで、御参画はいただいているところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 よろしいですか、内野委員。

ほかに。

それぞれ建設的な意見が出たわけでございますけれども、特に当該地でございます2市

4町、これについては、引き続き精力的に頑張っていってもらいたいと思いますし、阿蘇も、今、児玉委員の方から御指摘がございましたように、隣接地じゃないわけですね。もう少しその辺を説得して、同調いただけるように、ぜひ協力を要請してください。

それでは、続きまして、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、皆様方から質疑を受けたいと思います。

○鬼海洋一委員 上乗せ規制適用区域……

○中原隆博委員長 もう一度、何ページのどの部分。

○鬼海洋一委員 11ページですね。

排水対策で、上乗せ規制適用区域と、それから対象項目の追加ということで、ここで取り組み状況を説明していただいているわけですが、この件について、関係する事業所等の協力、理解というのが非常に不可欠な問題だというふうに思っているんですが、ここには1,400人の事業者に周知を図ったということで書いてありますが、この規制区域の拡大や、あるいは、対象項目の追加によってさまざまな事業所でかなりの問題点も出てきているんじゃないかというふうに思うんですが、現在の取り組み状況について御説明をいただきたいと思います。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

平成17年3月に、条例それから規則を改正させていただいて、それ以降、18年、19年、現在も周知啓発を図っているところでございます。いろんな業種がございますけれども、全体的に、この201人槽以上500人槽程度といいますと、例えば、学校だとか、病院だとか、いろんな団地がございまして、私どもの方で、いろんな会議等がございますので、そういう

場を利用しまして、パンフレット等を配布しまして説明しておるところでございます。こういう条例規則改正等をスムーズに実施していくためには、その中身を知ってもらうことが大事というふうに考えております。

それから、いろんな助成制度等もありますので、こういうふうなものも説明させていただいております。これも引き続き、20年4月施行でございますので、それまで説明していきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員　じゃあ、特に企業等から、この4月1日施行に向けて、特段問題になるような状況では上がってきていないということで理解しておいてよろしゅうございますか。

○林田水環境課長　水環境課でございます。
各保健所の担当者会議等の説明でもお話ししておりますし、県本庁の職員が出向きまして、会議等に出席して、その場で説明するというふうなことがございますけれども、今まで約2年間説明をしてまいりまして、特にこれといった課題等があるというふうなことは聞いておりません。

以上でございます。

○中原隆博委員長　よろしいですか。ほかに。

○児玉文雄委員　それにちょっと関連してですが、ちょっと私が常識不足でわからないんですけど、例えば、10人槽とか50人槽とか200人槽、その単位はどっちから持ってくるのかと。その建物内に、日に何人来た場合に、そのうち何人が使用するだろうと、そういう基準で何人槽と。だから、例えば、100人の出入りがあったとき、半分ぐらいはそこを利用するかもしれぬから50人槽だとか、そういう決め方、基準というのは何かあるんですか。

○林田水環境課長　水環境課でございます。

これは、そういう浄化槽にもいろいろ大きさがございまして、そういう浄化槽を設置している、あるいは設置する予定の事業所等を対象にしております。したがって……

○児玉文雄委員　そうじゃないんだよ。人間が、例えばデパートだったら、下手すると日に1万人も来るかもしれないと。そういうとき、何人槽という決め方、基準になってくるかということなんです。浄化槽の大きさじゃないんですよ。それはわかるんですよ。

浄化槽というのは、50人槽とか何人槽というのはこれは今でもあるんだから。そうだけど、50人槽というのは、そこに人口が1日に何人出入りするであろうと。だから、それから割り出して、その人間の数だけで、50人出入りするから50人と決めているわけじゃないとわしは思うんだけど、その決め方は、どういう決め方をするのかということです。

○林田水環境課長　失礼いたしました。水環境課でございます。

一応その内容は、建築基準法の中で床面積等によって決まっているそうでございます。

○児玉文雄委員　それは説明になつたらぬよ。床面積というたら——なら、グランメッセだったら、床面積だったらえらい大きいよ。それで何人槽に決めるなんて、そういうばかな話はないよ。

○林田水環境課長　後で確認して報告させていただきます。失礼いたしました。

○中原隆博委員長　児玉委員、よろしゅうございますか。

じゃああと、児玉委員を含めた皆さん方に、その資料を提示してください。

ほかに。

○西岡勝成委員 水産振興課長、先ほど、有明海、八代海の水質の改善といたしますか、できている部分とできていない部分、水環境課長から説明がありましたけれども、赤潮が発生をして、天草の魚類養殖あたり30億かな、大被害を出したり、ノリの不作だったり、アサリの減少だったり、いろいろな問題があって、再生の法ができて、今それぞれ、水質の浄化に向けてやっているんですが、こういう、水質が徐々に改善をされてますよね、数値的には。すると気象条件が、仮に雨が降ったり水温状態が重なった場合は、またあのような大災害が起きる可能性というのはあるんですか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。大災害といたしますのは、魚が死ぬという災害でしょうか。

○西岡勝成委員 そうそう、被害。

○堤水産振興課長 平成2年に10億円ほどの魚類の被害がございます。それから、平成12年に40億円の被害がございます。それから、15年が6億、16年が2億、17年が6,000万ということで被害があるわけがございますけれども、一番大きな被害の平成12年の40億といたしますのは、これはコクロディニウムポリクリコイデスというものでございまして、これは雨が降ったらたちどころに消えてしまうという非常に雨に弱い生き物でございます。

今、先生が言われました、たくさん雨が降って栄養がふえれば出てくるのか、そしてまた影響を及ぼすのかというのは、ポリクリコイデスはないわけがございますけれども、シャトネラ属については、可能性はあるのではないかというふうに思っております。

ただ、このシャトネラですと、栄養もとりますけれども、鉄の要求量が非常に高いわけがございます。燐1に対しまして、窒素が16、

炭素が106、元素です。それから、普通ですと1万分の1程度の鉄でいいんですけども、このシャトネラ属というのは1,000分の1程度が必要でございますので、鉄があればその可能性もまたあるのではないかと、非常に大きな被害が出る可能性はあると思います。

○西岡勝成委員 ということは、水質がこれで徐々に改善はされているけれども、条件さえ整えばまだ可能性はあるということですね。

○堤水産振興課長 有明海では、昭和50年代から見ますと、大きな波でいきますと栄養塩というのは減りつつございます。それから、八代海ですと、平成7年以降は全体的に見ますときれいになってきているというわけがございますけれども、栄養要求というのがそれぞれでございますので、それぞれの条件に合ったプランクトンが出て被害を及ぼす可能性というのは十分あると思います。

○西岡勝成委員 そこでなんですけれども、今回の一般質問でもさせていただいていますが、マグロの養殖が、牛深の場合は外洋で始まりますけれども、新和沖にも大々的なマグロの養殖が計画されて、これは八代海なんですけれども、魚類養殖でも、今までは投餌の仕方あたりも随分変わってきて、一時はミンチでばんばんやっていたやつが、もうペレット方式になって、需要効率というのが非常によくなって、海洋も汚染しづらくなってきているんですが、マグロの場合は生えさを1匹ずつやると聞いておりますけれども、そのマグロの養殖によって海域が汚染されたり、そういう負荷といたしますか、環境負荷を与えるようなことは、ふんを含めて考えられないんですか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。現在、マグロの養殖は、今、西岡委員の方

から言われましたように、牛深で1カ所、これは小規模でございます。270メートルの670メートルぐらいの広さでございますけれども、もう一つ、内湾の方は新和町沖でございますが、これは1キロ掛ける4キロぐらいの占有面積がございまして、2万匹ぐらいのマグロを養殖するという計画でございます。

今、下が汚れないのかということでございますけれども、これはミンチでえさをやりますと、これが水の中に散らばって食べない部分が非常に多いということで、汚染の度合いというのが大きかったわけでございますけれども、マグロの場合は、生えさではございませぬけれども、ミンチにかけるわけではございませぬ、1匹物をやるということで食い残しはないのではないかなというふうに思います。ただ、ふんがございませぬ。その辺は、これからどういうふうになるのか見ていきたいと思ひます。

ということで、今、試験養殖でございまして、これは正式な本免許ではないわけでございます。その辺が非常に汚染が大きいということであれば、これは規模を縮小するなり、場所を変えるなり、また検討していきたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 いろいろ、調査は試験養殖の中でもしてほしいと思ひますし、海外でも、地中海あたりでは大々的にやっている前例もあるわけですから。特に海外では、そういう環境の循環型、要するに永続的に養殖ができる体制というのはかなりできているんですね。そういう面では、海外の例あたりも参考にしながら、特に八代海は内海の養殖場でございますので、その辺も十分気をつけた上で調査を継続して、環境負荷がないような養殖を持続できるようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

○岩中伸司委員 本会議でもかなり質問が出

ていたんですが、地球温暖化ですね。農産物ではかなり影響が出ているんですが、これは海の場合は、先ほども、ヒラメの稚魚の放流12万匹だったですか、そんな形で毎年毎年クルマエビもそうやって進めているんですが、この辺は、温暖化は海の場合は何か影響が今出てますかね。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、温度によって——温度といいますのは、海の場合、まず、直接温度が高くなることによる影響というのが1つあるのではないかと。もう1つは、間接的に影響を及ぼす。例えば、温度が上がることによって潮位が上がる、水流が変わる、海の潮の流れが変わる、こういうことによる影響、2つあると思ひます。

特に、温度が——例えばこの前、水産研究センターの方で、30年間で0.5度上がったという報告がありましたけれども、0.5度といいますのは、我々にとっては、陸上にとりますと、その5倍ぐらいの温度差に当たるわけでございます。大体、15～16度から28度ぐらいまでしか変化しない中での0.5度でございますので、非常に大きな影響を及ぼしております。

特に、よく報道されますのがサングの白化等でございますけれども、ああいった直接の影響もございませぬし、それからあと、北方系の魚というのを我々は養殖しております。北方系といいますのは、余り暑さに強くない。

例えば、トラフグですと、これは弱いわけでございます。それから、ヒラメが弱いわけでございますので、温暖化が進んでまいりますと、養殖対象魚種から外す必要があるのかなというふうに思っているわけですね。そのかわり南の方のやつを持ってくるという方法がございませぬ。

それから、もう一つは、潮流が変わったりしますので、卵が流れていく、潮の流れが変

わることによって、稚魚の流れ、動きが変わってくる。それからあと、干潟の面積が、例えば有明海でいいますと狭くなりますので、それに関して、いろんな底生生物が関係した生物が変わってくるという可能性がございますので、直接、間接的に大きな影響があるということでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、今、30年で0.5度上がった、そういう、直接、間接、影響を受ける可能性があるということですが、現実はそのまでいってないと。今おっしゃったように、ヒラメや北方の方の魚ですね。南の方のやつを養殖で持ってきてりゃよかというばってんです、南の魚は、うもなか……。寒いところのやつが刺身でもうまかとですね。やっぱりそれは、そのやり方で魚種の選び方があるだろうと思いますが、今、そういう影響が確認できていますか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、養殖でいきますと、食べ物ではございませんけれども、真珠貝、アコヤガイでございますけれども、これが温度がちょっと高くなってきたということで、死ぬことはないんですけども、元気がない。元気がないものですから玉がよくない。西岡先生が一番お詳しいと思いますけれども、光沢がない真珠ができてきたということで、今は、その中から選抜育種をいたしまして、高温に強いという品種をつくるということもしておりますし、ノリ養殖、これも今使っておりますスサビノリ、これは北海道原産でございますので、暑さに弱いわけでございます。そういったことで、その中から今、選抜育種をしまして、強いものを持ってくるというようなことで対応しております。大体養殖ではそういう状況でございます。

それからあと、天然物でございますと、天然の魚がずっと減ってきておりますので、そ

れは、はっきりはわかりませんが、その辺の影響もあるのではないかとこのように思っております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますね。ほかに。

○城下広作委員 6ページの例の生活排水対策の下水道の普及のことですけれども、目標が22年までに82%、いわゆる全国平均に近づける、全国平均に並べるといことですね。ということは、全国平均よりは、今は低いわけですね、72%台ですから。それで、大体1年の推移を見ても2%前後ぐらい改善をしてくているということで、単純に3年、目標年次を定めても、82には計算では行かないですよ。

だけど、こういう昨今の財政状況で、各市町村、なかなかこれをやろうといっても、当初どおりの計画でやれるかと、これもなかなか現実難しいと。だけど、目標はこういうふうに掲げる。これが現実にはできるかできないのかという、この辺の目測をどういうふうに考えているのかということと、よく公共下水はお金がかかるから、私たちは、特に市町村設置型、いわゆる小さな浄化槽という形で、コミュニティーという形でやった方がいいんじゃないかと言ってるんですよ。ところが、市町村でも、結果的には、市町村の負担はやらないかぬからできないということで、いいのはわかっているけどできないというのが、現場ではよく返事をされている状況です。

そういうことも含めて、法律も改正して、単独浄化槽の撤収なんかも、非常に対象を広げて、補助金を出して、単独浄化槽を撤収するようなこともやっているんですけども、生活排水対策で、目標は82%と大きいんですけども、この辺の感触を含めて、ちょっとどうかということをお尋ねしたいと思います。

○富田土木部次長 まず、82%の目標のこと
でございますけれども、確かになかなか厳しい
ところがございます。ただ、こここのところ
の伸びを見ておりますと、全国の伸びよりは、
やはり熊本県のそれぞれの伸びというのは、
なかなか大きな伸びは示しております。

それで、最終的に82%にいくかどうかとい
うのは、それに向けて努力はしてまいりたい
と思っております。最終的に、今この時点で
マルになるかペケになるかということは一概
には申せませんが、そこは一生懸命や
っていきたいと思います。

それから、後半の部分でおっしゃいました
浄化槽の方ですね。こちらの方につきましても、
先ほど御説明しましたように、撤去費用
の話、これも拡充いたしましたし、引き続き、
国の方にも、そういう助成制度でありますと
か、そういったことについて要望してまい
りたいと、そういったことの中で実現してまい
りたいと思っております。

○城下広作委員 いずれにしても、有明海、
八代海の再生に関しても、生活排水の改善と
いう、これも大事なポイントでしょうから、
この辺もしっかりとやっぱり取り組むような
形——ただ、財政が厳しいから、やっぱり結
果的には、こういう予算をつけても理解をな
かなかしてくれないという環境も現実にはあ
ります。公共事業の投資という形の部分で、
環境の面から大事だということで、この辺を
しっかりと頑張っていたきたいと思えます。
よろしく申し上げます。

○中原隆博委員長 御要望ということで。

ほかにございませんか。

○森浩二委員 作れいと覆砂の件ですけれど
も、これを見ていると、19年度の事業ですけ
れども、今後の予定で、20年度はどういうふ
うになっておりますか、来年度は。

○久保田漁港漁場整備課長 覆砂、作れいに
つきまして、なかなか非常に有効的な事業で
はあるんですけども、要望が逆に少のうご
ざいまして、うちの方でも毎年、来年度の予
算要求に向けまして、各町村に照会をしてい
るところでございますけれども、大体今の状
況では、19年度と20年度、同じぐらいの予算
ということで考えておるところでございます。

○森浩二委員 場所はまだ決まってないんで
すね。

○久保田漁港漁場整備課長 場所は、町村も
大体決まっておるんですけども、金額的
には、全体的で県内では同じぐらいという
ところがございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。
ほかに。

○浦田祐三子委員 済みません、ちょっとお
尋ねいたします。

29ページの再生に向けた講演会と関係者等
との意見交換会の件なんですけれども、これ、
9月22日の長洲町で行われました講演会にだ
け参加をさせていただいたんですけども、
参加者の方からの意見で、非常によかったん
ですけど、ただ、説明が早過ぎてわかりづら
かったところもあったし、また、こういう活
動は、次はないのかなという意見もいただい
ております。今後の予定といたしましてはど
うなのかを教えていただけますか。

○坂本環境政策課長 森永環境政策監の方で
お答えをさせていただきたいと思えます。

○森永環境立県推進室長 環境政策監の森永
でございます。

29ページの(3)の一番下のポツに書かせて

いただいておりますように、今、御紹介がありました長洲町の方で意見交換会、それから、荒尾の方で9月に体験実習をやったところなんです。それに加えて、本年度、来年の2月2日に八代海域を対象とした講演会あるいは意見交換会ということで、八代市のハーモニーホールの方で開催を予定しております。

それから、学校の先生方、小中学校の理科とか社会の学校の先生方を対象といたしました体験実習のセミナー、子供さん方を干潟に連れていってもらうための——これは12月22日、大分寒い中ではございますが、三角の戸馳の方で、宇城地域中心に開催をさせていただくよう予定いたしております。

有・八再生についての普及啓発という意味では大変効果もあってまして、重要な事業だと考えておりますので、来年度以降も、引き続き継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員 また、玉名地域の方でもぜひお願いしたいと思います。せっかくの機会ですので、もっと参加者を募って——もったいないと思うんですよね。だからぜひよろしくお願いたします。

○中原隆博委員長 浦田委員からも御指摘がございましたように、事務的に立て板に水でとなると、なかなか消費者は、あるいは説明会に来た人あたりは、ふだんなれていない部分があると思うんですね。そこには高齢者の方もおられますので、一言一句かみしめるような形で説明していただくと、より理解が深まるんじゃないかと、そういう御指摘だったと思いますので、その点配慮しながら、今後の説明会等には当たっていただきたいと思っております。

ほかに。

○山口ゆたか委員 14ページの法令の遵守、指導についてお聞かせください。

排水監視について、平成18年度は13件の改善指導を行われておりますが、その後、排水基準を満たした改善がなされているのか、そういったことを調査されているのか、お聞かせください。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

保健所あるいは本庁の職員が水質調査をいたしまして、その結果を調べて、相手方といえますか、企業の方にお知らせするわけですが、これも当然、その後、本当に改善されたかどうかということまで、最後までチェックしてまいります。

特に、いろんな業種によりましてはなかなか採水が難しいというような状況もございしますので、そういう場合も我々、いろいろ知恵を出して対応していった、最後までやっております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 あと1点お聞かせください。

28ページです。

海砂利採取のことについて、また指導がっておりますが、このあたりのことをちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

特に、計画等を、採取業者団体が策定した採取量でつくられておりますので、県としてはどのように対応していかれるのか、お聞かせください。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

海砂利採取についてのお尋ねでございますが、27ページの方に記載をいたしておりますとおり、組合の方で、17年度から19年度まで、3カ年間にかけましては、自主規制という形

で削減を行っていただいております。

ただ、これは19年度で終了するという予定でございますので、27ページのところに記載しておりますとおり、県として、県議会からの提言を踏まえまして、県としての海砂利採取の削減計画を策定しようということで、環境政策課、それから関係課でございます産業支援課、水産振興課、河川課一緒になりまして検討会議を設置いたしまして、現在、県としての削減計画の内容について検討を行っているところでございます。まだ最終的に公表できるだけの段階まで至っておりませんが、今現在、最終的な詰めを検討を行っているところでございまして、できるだけ早期に取りまとめをいたしまして、また、その際には、県議会の方にも御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○山口ゆたか委員 今年度等の指導とか、そういった調査は、されていないということなんですか。

○前田産業支援課長 山口委員のお尋ねの件は、採取量の把握の件だと思いますが、現在やっておりますのは、産業支援課、それから河川課、それから水産振興課合同でのパトロールを年に一遍、それから産業支援課におきまして、帳簿の調査とか歩どまり調査、そういう立入調査、定期の通告のやつを年2回、それから無通告のものを随時という形でやっております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 その無通告は、今年度は何回ほどやられたんですか。

○前田産業支援課長 随時、年に1回以上はやることにしておりますので、無通告なものですから、結果的に相手が不在でないというケースもありますが、年1回はやりたいとい

うふうに考えております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

○内野幸喜委員 先ほど、浦田委員の方からちょっと質問があったところと若干ダブる点があるかもしれないんですけども、実は、12月1日に海上保安庁さんの訓練を、有明フェリーに乗って見るというのがありました。そこで、地元の長洲小学校の5年生、6年生児童と、あと保護者、総勢70名ぐらいだったですかね、有明フェリーから海上保安庁さんの訓練を見るという、1時間半ぐらいなんですけれども、体験学習というのをさせていただきました。

その前に、玉名地域振興局の内布水産課長から御協力いただきまして、出前講座をやっていただきました。その出前講座が、小学5年生、6年生、また児童にとっては、非常に興味深かったと。こういうのはよかったと、また機会があればそういうのをやっていただきたいと。その内容については、やはり有明海というのはこういうところなんですよと、そういう話だったと思うんですね。

今、実際そういった出前講座とか——これに書いてあるのは、小中学校の教師とかと書いてありますけれども、例えば、児童であったり、生徒であったり、そういったところでそういった普及活動というのはやっているのか。もしやっていたら、大体、年間どれぐらいやっているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○森永環境立県推進室長 今、有・八の再生についての啓発のための出前講座を、どれぐらいやっているかという御質問でございますけれども、基本的には、前回もちょっと御紹介しました、こういう啓発パンフレットをつくっておりますので、こういうのを活用して、

一応広く、出前講座というのを受けますよということでアピールをしています。

それで、年間どれぐらいというのは、まだ始めたばかりなので、数としてはそんなに出ておりませんが、先ほどお話がありましたように、小学校に出かけていたりとか、町内会の会合に出かけていたりとか、あるいは漁協の会議の中で説明してくれということで出向いていたりとか、そういう、いろんな場面で再生の重要性について訴えるということで啓発活動をやっているところでございます。

今後とも、引き続き、啓発は頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員 今、やはり保護者の中でも、なかなか昔の方と違って、海について詳しく説明できないと。やっぱりそういった専門の方に、より身近な有明海だったり、八代海、そういったところの説明をいただければ、子供たちにとっても将来絶対ためになるということで、本当に評判よかったです、そういったことを積極的にやっていただきたいと思っております。

○中原隆博委員長 御要望でよろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、以上でこの件に関する質疑は閉じます。

続きまして、報告事項で執行部から説明をお願いいたします。

まず、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正の動きについて。

坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 それでは、別冊の報告

事項の資料1ページをお願いしたいと思います。

今、御紹介がありました、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正の動きについてということでございます。

1の法改正の状況のところに記載しておりますが、有明海・八代海再生特別措置法では、その附則におきまして、法は施行日から5年以内に必要な見直しを行うものとするというふうに規定をされているところでございます。この規定を受けまして、同法の一部を改正する法律案が、本年の11月26日、今臨時国会に議員提案により提出されたということでございます。

その内容でございますが、2でございます。

法で設置をされております有明海・八代海総合調査評価委員会につきまして、5年の見直し期限経過後も、常設の委員会として、引き続き、有明海、八代海の再生に係る評価を行うことができるようにするため、その所掌事務につきまして、中ほどに表を記載しておりますけれども、25条の関係部分について、記載のとおり改正をしようというものでございます。

なお、この法案、まだ国会に提出されたという段階でございまして、今後の審議の見通しというものも明らかではございませんけれども、これまで、関係6県で、国に対して提案を行ってきた事項でもございます。

県として、引き続き、改正法案の審議経過を注視しながら、また情報収集も行っていくことといたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、平成19年度のノリ養殖状況について。

堤水産振興課長。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

2ページをお願いいたします。

ことしのノリの養殖状況について御報告をさせていただきます。

まず、ノリの種つけについてでございますが、これまでですと10月の初めに行っていたわけでございますが、ことしは、適水温であります24度Cに低下するのがおくれたということから、有明海では10月23日から27日にかけて、それから八代海では10月25日から開始されております。

そして、ノリ芽でございますが、種つけはおくれたわけでございますけれども、その後水温が順調に低下をしたということで、現在では良好な生育を示しておるわけでございます。ただ、採苗がおくれたということで、摘採、摘み取りは、例年よりは約20日程度おくれておりますし、県漁連の初入札も、従来ですと11月に行われていたわけでございますが、ことしは12月に設定をされております。

それから、ほかの県の状況でございますが、佐賀県、福岡県とも、今説明をいたしました熊本県とほぼ同様の状況でございます。

今後の対応でございますが、これからも、県漁連の方と連携をいたしまして、適切な養殖管理について指導をまいります。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、八代海における魚類養殖漁場の底質調査の結果について。

岩下水産研究センター所長、どうぞ。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

3ページをお願いいたします。

八代海における魚類養殖漁場の底質調査の結果でございます。

八代海の環境保全といったものを考えていきますときに、魚類養殖漁場からの負荷が、赤潮の発生あるいは貧酸素、魚病発生等に影

響を与えているのではないかというふうによく言われているわけでございますが、そういったものにおきまして、養殖漁場の汚染状況を知る上で、汚染の重要な環境指標でございます底質の硫化物調査を行ってきておりますので、その結果について御報告申し上げます。図1を見ていただきたいと思いますが、調査の方法でございます。

平成3年度から、八代海の魚類養殖漁場5地域、14定点で、春夏秋冬年に4回、底質の汚染度をあらわします全硫化物量等の定期調査を実施してきております。

図1は、非常に小さくて申しわけございませんが、棚底、下浦、宮野河内、御所浦、福浦で、それぞれの地点で行っております。

このほか、牛深、羊角湾、あるいは富岡の方でも同じようにやっておりますけれども、今回は八代海ということに限定させて報告させていただきます。

その結果でございますが、図2を見ながら御説明してまいりたいと思います。

まず、図2の左の縦軸でございますが、これが全硫化物でミリグラム・パー・グラム乾泥でございます。右の方が魚類養殖の生産量でトンであらわしてございます。平成3年から19年の16年間について調査いたしておりますので、この結果でございます。

まず、赤い丸が八代海の魚類養殖の生産量でございます。平成6年に1万7,000トン、それから減少いたしまして、平成11年には9,800トンまで減少いたしております。それから若干持ち直しといえますか、生産増がございまして、農林統計の平成17年の数字で1万3,000トンというレベルにございます。

これに対しまして、四角の黒丸が八代海全硫化物の14定点の平均値でございます。これは、平成3年から平成6年にかけて非常に増加してまいりました。その後は、生産量の減少に沿いまして同じような形で減少いたしまして、平成12年には最低値になってお

ります。

ここから違いますのは、その後、魚類養殖の生産量は増加いたしておりますが、T-Sの平均値の方は、もちろんそこにでこぼこがございますが、減少いたしまして、平成18年、19年には、ちょうど真ん中に米印で書いてございますが、熊本県の魚類養殖基準の目標値、底質の硫化物量が0.14ミリグラム・パー・グラム乾泥以下であり、増加傾向にないことという目標がございますが、これを18年、19年は下回っております。

こういった傾向を示しますことにつきまして、原因といいたしましょうか、そこを若干考えてみますと、底質の負荷の原因といえますのは、養殖行為に基づきます残餌とか、あるいはふんとか、そういったものが主な原因でございます。

そういったことで、えさについて見ますと、先ほど西岡委員の方からもお話ございましたように、当初の本県の魚類養殖といえますのは生えさ中心の投餌方法でございまして、特に、平成元年にイワシの生産量がピークを迎えまして、それから、イワシの生産量が減るとともに、平成4年あたりが、モイストペレットと言いまして、配合と生えさがまざった状況ですね。平成9年から、大体、現在と同じようなえさの様式といいたしましょうか、そういった固形の配合飼料が次第に使われてきていると。

現在は、大体、タイにおきまして、当歳魚や2歳魚はほとんどペレットを使っております。仕上げにモイストを使うというような形。タイの場合、8～9割がもう既に配合に変わっておりますし、ブリでは6割程度というふうに言われているところでございます。そういったことで、生えさからの転換といったものが1つ影響として考えられます。

次に、同じような配合飼料の改良といいたしましょうか、例えば栄養価の高い飼料を使う、あるいは浮遊性のよい、つまりロスの非常に

少ないえさといった、そういった配合飼料そのものの改良といったものもございまして、むだのない適正給餌の管理といったものもございまして。

あわせて、今、水産振興課の方で進めています漁場改善計画、こういったものといった、生産者自身の努力といったものも加味されるのではないかと思います。

こういったものが、もろもろの要因によりまして魚類養殖場への負荷が緩和されたことによりまして、減少に転じているのではないかとこのように考えるところでございます。

今後とも、本調査を継続いたしまして、魚類養殖漁場の環境を把握しますとともに、養殖魚種ごとの適正給餌、そういったものも指導する中で、底質の改善といったものに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。今3つのことにつきまして、それぞれ報告事項がなされたわけでございますけれども、ただいまの報告について何か質疑はございませんか。

○城下広作委員 ちょっとだけ確認を。

ノリ養殖の件なんですけれども、諫早の門を締め切ってから以降の分ですけれども、要するに、ノリの総量とか総生産、金額でもいいですけれども、それを締めた以降から基本的には下がってきているんですか、横ばいなんですか。最近ちょっと悪いとか、余り聞かぬもんだからですね。その辺の状況を……。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

平成12年の秋から13年の春といいたしますか、冬ですけれども、にかけまして色落ちがありましたけれども、それ以降は、これはたまたま塩分が濃ゆかったんです、雨が降らなくて。そのときに、外洋からリゾソレニア・インブ

リカータという大型のプランクトンが入ってきました、それによって——大型でございますので、長生きでございますし、えさのとり方が非常に大きかったということで、たまたま栄養塩が不足して色が落ちたわけでございますが、その後はそういった状況にない、ふつうの状況でございます、逆にといいますか、少しいい状況にございまして、一昨年は過去最高の生産枚数を誇ったぐらいでございます。

○城下広作委員 要するに、締め切った後に極端にノリの量が落ちたということではなくて、逆に言えば、ちょっと量がふえて、とれているという状況にあるということですね。

○堤水産振興課長 そのとおりでございます。

○城下広作委員 わかりました。

○濱田大造委員 水産振興課の堤さんにお聞きしたいんですが、民主・県民クラブのほかの議員の方と天草に視察に行きまして、漁民の方とお話する機会があったんですが、天草の特産品で何ですかというふうに質問しましたら、漁民の方が、漁業をやられている方が、いや特になかとはいねと。ブランドというのがない、とれたものを売っていると。

県の各部が一生懸命やられているというのは、こういう報告でもわかるんですが、なら、養殖してそれをブランドまで確立していくと、熊本県民もしくは日本じゅうの人が、熊本の水産物はこれだと言って初めて、政策として成就すると思うんですが、そういう取り組みは、今具体的にやられているんでしょうか。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

これは、ブランド化というのは進めておりますけれども、今のところ、例えばアジーつとりましても、苓北町でいきますと天領アジ、

それからちょっと下がった崎津でいきますと崎津アジ、それからもう少し下がった牛深でいきますと天草灘アジということで、非常に狭い範囲で幾つもブランド化されているという状況なんです。

ですから、同じアジでございますので、これからは、もう少し大きなエリアで安定的に供給できるように、そういった方向でもっていかないとうまくいかないのではないかと。そういうことで進めてはいるんですけども、なかなか本当に売買にはちょっと結びついていないというところでございます。

○濱田大造委員 ぜひ、私たち議員なんですが、執行部の方から、議員の方に、もっと何というか、協力できるように突き上げるというか、逆でもいいと思うんですね。議員としてやれることというのはあるはずですので、ぜひ協力したいと考えていますので、御検討のほどをよろしく願います。

○中原隆博委員長 御要望ということで。

そのほかで何かありませんか。

○鬼海洋一委員 その他で、懸案の課題になっております水俣湾のダイオキシンの除去、市議会からも、市執行部の方からも、再三、県の方に要請もあっているようですが、なかなか進まない。

特に私も、2年ほど前に本会議で取り上げまして、緊急に除去しなきゃならないということ、部長も答弁なさったわけですけども、何かダイオキシンの危険性というのを、保全課あたりはどういうふうに理解しているんでしょうかね。

わざわざこの件については、特別立法でダイオキシンの規制法ができるという、非常に危険な物質であるにもかかわらず、4年も放置されている現状については、どのようにお考えなのかということと、それから、それに

伴う現状の、特にこれはチッソとの関係等もあるようですが、その辺の交渉と現状の経過について——港湾課でしようかね、お尋ねして答弁をいただきたいと思います。

○生喜港湾課長 水俣湾のダイオキシン類の対策でございますけれども、平成14年4月に底質調査の結果、360ピコグラムというダイオキシンが検出され、その後、水俣港の船だまりに、平成15年、16年の調査の結果、最高920ピコグラムという濃度のダイオキシンが検出されたわけでございます。量にしましては、県管理の分と水俣市の水路に底質としてたまっている分がございますけれども、合わせて約1万2,800立米でございます。

これにつきまして、平成15年にダイオキシンの検討委員会を発足しまして、その委員会の中で検討された結果、ダイオキシンの処理工法につきましては、陸上に上げれば環境基準値が1,000ピコグラムでありまして、最高920ピコグラムである底質の分については、陸上で埋めて足りるということになっております。また、ダイオキシンの技術基準においても、そのように、1,000ピコグラム以下であれば、埋め土で足りるというふうにされております。

こういう中で、公害防止対策事業として、平成17年3月指定を受けたわけでございますけれども、それと同時に、国土交通省から補助事業として採択を受けております。

そういうことで、まず、緊急にとる必要があるということで、平成18年10月に地元への第1回説明会を開きました。これは、地元の3地区を対象にまず開いたわけでございます。その結果、反対意見と申しますのが、処分地、工法についての反対意見、工法については無害化でしてくださいという要望と、それと処分地は、チッソ工場内の敷地に処分してくれというような要望がありました。

そういうことで、私たちとしては、一応、

工法としましては、埋め土の非常に地盤がよいチッソの敷地内ではあります。しかも、地盤のよい場所を選定しまして、ここは岩盤でございますけれども、そこに、一応、凝集剤で固めて埋めるということで説明したわけでございます。

その後、それについては不安であるというようなことがいろいろ出てきまして、県と市で数回協議しまして、私たちも、凝集剤のかわりに底質の汚泥を上げて、それをセメントで一応固化して、ダイオキシンが流出しないようにして、そしてさらに、岩盤の上にシートを2枚、サンドイッチにしてシートを敷きまして、そしてその上に埋めるというような対策で、かなり基準以上の対策ということで、そういう方針を持って、平成19年7月に第2回の説明会を開いたわけでございます。

その中で、一応、参加者は28名ほどおられましたけれども、県と市で開いたわけでございますけれども、やはり前回、セメント固化ということで提案したわけでございますが、どうしてもやはり無害化をしてくれというような要望、それと、場所はチッソ工場内ということが以前と変わらない要望であったということでございます。そして、さらに19年9月に、もう一度、県市一緒に説明会をまた開いたわけでございますけれども、これも説明いたしました。前回と同じような理由で一部反対がございました。

そして、その後、市議会等でもいろいろ出ましたが、県と水俣市でもうちちょっと——市の方としても、もう少し住民に細かく説明したらどうかということで、その後、市の方も自主的に、各反対の団体がございまして、そこに2回ずつほど説明を、つい最近までされております。

県も、いろんな現地の状況、現場で立ち会って、反対の団体等の方々にも、いろんな岩盤の説明とか、熊大の教授を現地に呼んでいろいろ説明をいたしましたけれども、今現在とし

ましては、そういう理解を得るということに集中しているところでございます。県と市、そういう歩調で、今現在説明を続けているところでございます。

○鬼海洋一委員 現状については、現地の方からも話をお聞きしております、非常にさまざまな問題で十分合意が得られていないということ、それは非常に問題についてよくわかっているんですね。

ところが、水俣というのは、公害のシンボリックな場所ですね。しかもここで、環境ホルモンという意味で、ある時期、数年前から世界を非常に震撼させているこのダイオキシン、これの危険が存在するというのがわかって、もう既に4年たっている。この状況について、環境保全課はいかがお考えでしょうか。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

環境保全課といたしましては、現状のまま放置いたしますと、汚染された水底土砂が湾内に拡散するおそれがあるため、港湾課の事業に協力をいたしまして、一刻も早く着工ができるよう、住民等の説明会には必ず出席いたしまして、住民の方々が心配しておられます、ダイオキシン類の飛散流出や工事に伴う汚濁防止に関する監視を、十分行うことについて説明をし、理解をいただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 先ほどの濃度ですから、急性毒性というわけじゃないんですね。しかし、この存在というのが、特に環境ホルモンというふうに指摘された最大の危険物質ですから、将来において、地域の皆さん方に、さらなる、今の水銀中毒とまた違った意味での健康被害が及ぶという可能性については、そ

れは、現状では厳しいというふうには言わざるを得ないんじゃないかというふうに思っているんです。非常に高い濃度ですよ。

ですから、これはどこかで、もう4年もたっているわけですから、早急に改善できるようなそういうプッシュを、お互いに、部が力を合わせてやるべきじゃないかというふうに思っているんです。ぜひその点、ここで対応を間違えますと、また同じようなことが、次の世代に起きる可能性もありますので、どうぞ関係する方々はもちろんであります、部を挙げて改善に取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

○中原隆博委員長 御要望でよろしいですか。

○鬼海洋一委員 何か部長、ございましたならば……。

○中原隆博委員長 これはちょっと、今お話があったとおりの内容を含んでおりますので、環境生活部長。

○村田環境生活部長 環境生活部のスタンスとしては、もう、今、課長も言いましたように、一刻も早くというスタンスはわかりはありませぬし、そう願うところですけども、地元の方々の御意向、先ほど話がありましたように、無害化への意識と、いわゆる固めるという工法の違いとか、いろんな意見が闘わせられながら今日まで来ておるわけで、そういう状況も無視して、どういうふうに1歩2歩先に進めるかという――土木の方も、我々の方も、悩みながら今一緒に歩ませさせていただいております。できるだけ我々も一緒にやりながら、救済策と一緒にですけども、一日も早くということになりますけれども、努力をしてみたいと思っております。

○鬼海洋一委員 この解決については、最も

影響力を持っているチツソそのものの対応、
反応がどうかという非常に大きな悩ましい問
題も抱えているというふうにも思っています。
ですから、その件については、現在の水俣病
の対策、振興の問題も含めて同じ部で扱って
いくわけですから、大変困難で御苦勞をかけ
ると思いますが、さっき言ったような状況で、
これまた放置できない問題ですので、ぜひよ
ろしく願いしておきたいと思えます。

○中原隆博委員長 今の要望、しかと受けと
めていただきますよう、よろしく願いいた
します。

それでは、ほかはないようでありますれば、
付託調査事件の閉会中の継続審査についてお
諮りをしたいと思えます。

付託調査事件につきましては、引き続き審
査する必要があると認められますので、本委
員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則
第82条の規定に基づき、議長に申し出ること
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認め、そのよ
うにいたしたいと思えます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回環境対策特別委
員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長